

# 第54回 佐賀県高齢者保健福祉推進委員会

長寿社会課・令和6年2月7日（水）



# 第54回委員会における報告・協議事項

## 議題

第9期さがゴールドプラン21（最終案）について

【資料1】

【資料2】

(1) 第9期さがゴールドプラン21（最終案）について【協議】

・・・P4～11

# 第9期ゴールドプラン21策定スケジュール

		国	県	各市町(保険者)
			高齢者保健福祉推進委員会	
R4	12月	社会保障審議会(制度見直し意見)		
R5	1月			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査(~7月)
	2月	社会保障審議会 (基本指針見直し方針)		配布 回収 集計 分析
	3月	全国課長会議 (次期計画の基本的考え方)	高齢者保健福祉推進委員会①(策定スケジュール 説明) ※医療審議会との合同開催	
	4月		特養待機者調査(~7月) 介護サービス事業所実態調査(~7月)	
	5月			
	6月		策定予定計画について議会報告 保険者ヒアリング (管内の状況、検討状況等の確認)	
	7月	社会保障審議会(基本指針案) 全国課長会議(基本指針案)		
	8月	推計ツール提供	高齢者保健福祉推進委員会② (8期計画管理・評価、基本理念、論点整理等)	
	9月		保険者ヒアリング (事業量、保険料等)	サービス見込量、保険料の仮設定 (~10月)
	10月		高齢者保健福祉推進委員会③ (計画骨子案提示、施設整備方針等) 高齢者保健福祉推進委員会④ (目標値、個別論点整理等)	
	11月	基本指針告示	策定状況等について議会報告	サービス見込量、保険料報告(~3月)
	12月		高齢者保健福祉推進委員会⑤(計画原案) パブリックコメント	
R6	1月			
	2月		高齢者保健福祉推進委員会⑥(最終案)	事業計画を議会に報告 介護保険条例の改正
	3月		第9期ゴールドプラン21策定	介護保険事業計画策定

# (1) 第9期さがゴールドプラン21（最終案） について

- ・第9期計画の議論と経過
- ・第53回委員会での主な意見と対応
- ・パブリック・コメントについて
- ・第9期さがゴールドプラン21の主なポイント
- ・原案からの主な変更点 等

# 第9期計画の議論の経過

委員会	日程	主な内容
第49回	3月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉推進委員会会長選出</li> <li>・第9期計画の策定スケジュール</li> </ul>
第50回	8月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期計画の振り返り</li> <li>・第9期計画の基本理念等</li> <li>・第9期計画の論点</li> </ul>
第51回	10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期計画の骨子（基本理念等）案</li> <li>・第9期計画の課題・取組等の整理</li> <li>・第9期計画における介護サービスの基盤整備の方針案</li> </ul>
第52回	10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期計画の課題・取組等の整理</li> <li>・第9期計画の目標値案</li> <li>・第9期計画の個別論点</li> </ul>
第53回	12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期さがゴールドプラン2.1（案）</li> </ul>
* 12月28日～1月22日 パブリック・コメントの実施		
第54回	2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期さがゴールドプラン2.1（最終案）</li> </ul>

# 第53回委員会での主な意見と対応

No.	意見	対応
1	<p><b>自立支援・介護予防の推進 介護サービス・住まいの充実</b></p> <p>通いの場に参加した高齢者の人数の目標について、国の指針では2025年までに8%とあるが、県では何%となるか。在宅生活を支えるサービスのサービスとは何か。</p>	<p>国の指針は、体操のほか趣味活動も含めた通いの場を対象に8%とされている。ゴールドプランにおいてはリハビリテーション専門職等を生かした自立支援・介護予防を推進する趣旨から、運動を実施する通いの場を重点的に増やしていきたいと整理しており、令和元年度から令和4年度までの伸び（約1,100人／年の増加）を第9期計画でも維持したいと考えている。令和6年度の目標人数を県内第1号被保険者数で割った数は、6.5%となる。</p> <p>在宅生活を支えるサービスとは、各保険者で行っている地域密着型サービスの1つである小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回の3つのサービスを指す。</p>
2	<p><b>認知症の人との共生</b></p> <p>各都道府県単位で認知症施策推進計画の作成が努力義務となっているが、今後作成する予定があるのか、作成するのであればゴールドプラン21の中で関係する計画等の中で記載してはどうか。</p>	<p>都道府県による認知症施策推進計画については、国の方針等がゴールドプランで対応できていることであれば、ゴールドプランをもって推進計画としたいが、別途、作成する必要がある場合は、作成していく。</p> <p>認知症基本法の理念を踏まえ第9期ゴールドプランの中で「認知症の人との共生」の「取組の方向性」（第9期案46頁）に記載している。</p>
3	<p><b>認知症の人との共生</b></p> <p>県がセンターの協議会を作って、医療機関とセンターの連携を見えるかたちでおこなえないか。</p>	<p>佐賀県では、佐賀県認知症疾患医療連携協議会を設置し、医療機関とセンターの連携を図っており、今後も地域のかかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センターの連携を図っていきたい。</p>

# 第53回委員会での主な意見と対応

No.	意見	対応
4	<p><b>高齢者の安全・安心な環境づくり</b>                      高齢者虐待の件で、来年度から事業者単位で虐待の研修が義務づけられることになっていたと思うが、26年度の研修受講者数の目標が1,200人と設定されていることとの整合は図られているか。</p>	<p>介護保険で運営される介護サービスの事業所については運営基準等で高齢者虐待の研修が義務化される。それ以外の有料老人ホーム等は対象外。現在、経過措置の努力義務期間中だが、ほとんどの事業所では既に実施されていると認識。目標の県が実施する研修は、義務化以前から継続して取り組んでいるものであり、参加者を増やしすぎると内容が薄くなる懸念もあるため、これまでの規模感で継続することが重要と考えている。</p>
5	<p><b>医療・介護人材の確保・育成</b>                      8月の委員会で、医師等についての多職種育成についての（第8期の）取組が説明され、今回（原案に）、歯科や薬剤師は盛り込まれているが医師についてはデータの記載もなく、ギャップがあるように見える。出していただいた方が納得いく。</p>	<p>医師数のデータを追加しました。また、修学資金貸与事業やキャリア形成プログラムについて現状に合わせて修正しました。（資料2-P62）</p>
6	<p><b>医療・介護人材の確保・育成</b>                      「佐賀歯科衛生専門学校の安定的な運営」とあるが、他にも県内に養成所があるので、その点も考慮してほしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、歯科衛生士の県内確保について県内養成所と連携して取り組んでいく旨を追記しました。（資料2-P62）</p>

# パブリック・コメントについて

## ■実施の目的

「第9期さがゴールドプラン2 1（案）」に対し、県民の皆さまから御意見をいただくことで、よりよい計画にしていくことを目的として、県ホームページ等に掲載し実施。（意見の募集期間：12月28日～1月22日）

## ■いただいた御意見（1名・2件）

No.	ご意見の内容	ご意見への対応
1	<p><b>【消費者トラブルの未然防止と被害救済支援】（資料2-P44）</b></p> <p>高齢者が悪質な商法や詐欺的な被害に遭うケースが多くなっているとの課題認識について賛同いたします。高齢者をターゲットとした悪質商法等については、計画に記載のとおり高齢者への消費者教育の推進及び情報提供・啓発および生活相談体制の充実、消費生活相談員のレベルアップが重要であるとともに、悪徳商法の業者への徹底的な指導・勧告及び警察等の関係機関との連携が重要と考えており、当該計画への追記をご検討いただきたい。</p>	<p>御賛同いただきありがとうございます。悪徳商法の業者への徹底的な指導・勧告及び警察等の関係機関との連携は、直接高齢者福祉施策に限らない幅広い取組であることから、検討の結果、記載は行わないことといたしました。</p> <p>なお、本取組を所管するくらしの安全安心課において実施をしておりますが、引き続き今後も実施されていく旨申し添えます。</p>
2	<p><b>【高齢者交通事故防止対策】（資料2-P44）</b></p> <p>「本県の高齢者の交通事故における死亡者数は、近年は全体の6割以上を占めています。また、高齢者が死亡事故に遭うケースは、歩行中（特に道路横断中）によるものが多くを占めています。」という課題認識、「高齢者の交通事故防止を重点に掲げた交通安全県民運動の実施や交通安全意識の向上」という高齢者交通事故防止対策について賛同いたします。</p> <p>2023年は全国で一番交通死亡者数が少なかったとも報道されていますが、1人でも多くの命を守るため対策を随時、適切に実施いただきたい。</p>	<p>本県の高齢者交通事故防止対策にご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>引き続き、1人でも多くの尊い命を守るため、高齢者交通事故防止対策を随時、適切に実施してまいります。</p>



# 第9期さがゴールドプラン21の主なポイント

## 1、2040年等の中長期的な視点

- 将来人口推計、要介護認定の状況、認知症高齢者数、介護人材の将来推計など

## 2、基本理念等の体系図の見直し

- 全ての分野が独立でなく関わり合っていることを示し、3施策分野に再整理。

## 3、8つの主要施策を設定

- ①高齢者の社会参加の推進 ②自立支援・介護予防の推進 ③介護サービス・住まいの充実
- ④高齢者の安全・安心な環境づくり ⑤認知症の人との共生 ⑥地域を支えるネットワークの充実強化
- ⑦医療・介護人材の確保・育成 ⑧介護現場の生産性向上

## 4、主要施策「医療・介護人材の確保・育成」、「介護現場の生産性向上」を重点的に取り組む項目に設定

## 5、施策の充実に向けた新たな目標値の設定

- 「ゆめさがアシストセンターによるマッチング支援件数」、「生活支援コーディネーター研修の受講率」、「介護サービス受給者一人当たり費用額の全国順位」、「地域ケア推進会議を実施している市町数」、「福祉系コース生徒・学生の県内介護施設就職率」、「介護支援先進機器を導入している介護保険施設の割合」等を施策目標項目として新たに設定

## 6、短期入所（ショートステイ）の定床化（74床）

- 第9期計画期間中の施設サービスの新設・増床は原則として行わないこととし、緊急に施設入所が必要な方等については、短期入所（ショートステイ）床から特別養護老人ホーム床に定床化を可能とすることで対応。

# 原案（前回委員会時点案）からの主な変更点

項目		修正・追加内容
1	第2章(P4-P6) 高齢者人口等の推移	令和5年12月に「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」が公表されたこと等により、図2-1から図2-3及び表2-4を更新。
2	第3章-1（P8） 基本理念等	他計画等と整合性を図るため、基本理念等の体系図中の表現「全ての高齢者が」を「県内の高齢者が」と修正。
3	第3章-3（P11） 目標値	⑥在宅生活を支えるサービスの事業所数の目標値を、7保険者の計画値が提出されたので合計値を記載。②、⑨、⑫は最新値に反映。
4	第5章-1（2）②(P27) 居住系サービス	表5-2を7保険者の計画値が提出されたので反映。佐賀中部広域連合が地域密着型特定施設入居者生活介護の整備を計画しており、2025年と2026年の数値を反映。
5	第5章-1（3）①(P28) 介護保険施設等に対する指導等	表5-3の2023年度指導実績を最新値に反映。
6	第5章-2（2）①(P39) 高齢者虐待防止に係る理解促進	「高齢者虐待防止法」に基づく調査結果を最新値に反映。
7	第5章-2（3）②(P41) 国民健康保険団体連合会等による苦情相談受付	表5-14の2023年度実績を最新値に反映。

※その他現状値の更新、軽微な文言の修正等を行っています。

# 原案（前回委員会時点案）からの主な変更点

項目		修正・追加内容
8	第6章-2(P56) 医療・介護人材の確保・育成 (現状)	有効求人倍率を最新値に反映。
9	第6章-2(6)①、② (P62) 医師、歯科医師、歯科衛生士	前回委員会意見等を反映。
10	第6章-2(6)④(P63) 看護師、准看護師、保健師、助産師	就業看護職員数を最新値に反映。
11	第6章-2(6)⑧(P64) 介護支援専門員(ケアマネジャー)	県で実施した調査結果をもとに介護支援専門員の不足に対する対応についての文言を追加。

※その他現状値の更新、軽微な文言の修正等を行っています。